

招来するが如き重大なる結果となるであらう事を吾々は杞憂するものである。斯る意味に於て速に當局の反省を促すと共に吾々の要求は決して事新しく待遇改善と云ふが如きものでなく全従業員が多量に希望して止まざる最少減度の要求であり然も之が大部分は事業上必要欠く可からざるものである依て吾々は六月二十五日従業員大會に於て決議したる左の諸條項を茲に再嘆願するものである。吾等の信する貴下は宜敷之等の根本的改善を講ぜられ我等従業員の不安を一掃し以て事業の圓滿なる遂行の爲直にその勞を致されん事を切望するものである。

### 嘆願條項

#### 一、共済組合規定一部改正せられたし

**理由** 刻々と行進する不景氣の現狀を見る時吾々は左の如き現程の改正は緊急必要なるに依つて左の如く改正せられたし

**第十五條** 第一項重傷に至る時給料月額二ヶ年分とあるを二ヶ年分と改正せられたし

**第四項** 自由を脱し且つ業務に働く事を得るも身體を毀損し且つ業務に復する事を得ず依つて退職したる時女子の外に顔痕を殘したる時給料月額六ヶ月分及至一ヶ年分とあるを男子の區別なく一ヶ年分と改正せられたし

**第十九條** 休業手当金は組合員傷病又は疾病の爲め組合の認めたる醫師の治療を受け引續き休業し給料を受取る事能ざる時休業金十一日目より日給の半額に相當する額を給與す但し一割計年度を通じて三十日を超ゆる非を毎半年を越すとあるを八日目より三十日と六十日と改正せられたし

**第二十條** 特症手当金は組合員肺病に罹り業務に依るに妨げを與へたる時左の區別別業みに限らず職業上積累の爲め舊に復さざるに依りて退職の無き場合は特種とせられたし

**第二十八條** 一、組合員婚葬したる時、貳拾圓とあるを參拾圓とせられたし  
二、組合員又は組合員の配偶者外死したる場合拾圓とあるを貳拾圓とせられたし

**第六章** 第四十七條 組合員に左の役員を置く評議員十名とあるを十七名とせられたし

#### 三、行路變更指定の場合五割増支給せられたし

**理由** 従業當局の都合に依り行路變更指定勞務が多々あり、吾々交通従業員は只時向へ疲勞延長せしめられに至りては到行路變更指定の勞務も當局は之に對し何等の考慮もせざるあまり當然當然指定者に對しては五割増支給せられたし

#### 四、信號人に運輸現業員と同一年に給付月額支給せられたし

**理由** 運輸従業員には加給月額が支給されて居るに、尙ほ尙ほ吾々信號人には何等の手當もないのほかに不合理的である故に運輸現業員と同じく加給月額を支給せられたし

#### 五、勤務演習並簡閱點呼召集者に日給全額支給されたし

**理由** 吾々従業員は現在日給では到底一家を支へて行く事は困難な狀態に有る一日休めば翌日、國家の爲めとは云へば一人の脚手を四週り日間の勤勞に當り召集されれば残された家族は其に勤勞演習並簡閱點呼召集者に對し日給全額支給せられたし

#### 六、工務従業員の外套費規程改正せられたし

**理由** 現在工務従業員に支給され居る外套は依つて毎半年支給せられたし

#### 七、増車せられたし

先づ、嘆願せし、當局の理由に如く如何に増車せし、現在の現狀に於ては現任の現狀に於ては、前の車に二臺も三臺も増行して、空車で行くことと云ふ運輸方法を云々とする

一九二九、六、

日本交通労働總聯盟

## 横濱市電従業員共和會

横濱市電氣局長

永田兵三郎殿

#### 十、乗務時分計算規定並給與規定一部改正せられたし

**理由** 當局では今回の改正は市民の電車に對する非難を一掃する目的の下で爲したるものにして従業員収入削減するものにして非難の意義を過日給表せられぬが如きものにして、事實に上せられぬが如きものにして、二重三重に其負担を受くるが如きものにして、市民の非難を一掃し公共交通の進歩に於ては、吾々は絶對に考へられぬが如きものにして、吾々従業員は生計上及就業中不便を以て左の改正せられたし

- 朝遅刻したる場合今同發表せられたる十六分の一を日給より控除せらるゝことは止しなけれざむ
- 現在制度の最高規定時分の一刻増を標準時分とせられたし
- 残業者ヶ月通算とあるを従前通り其日計算とせられたし
- 朝第一回乗車前に於ける待合せ時分は乗務時分と算入して支給せられたし

#### 十一、増車規定を制定せられたし

**理由** 各無従業員に從來昇級規定の制定なき爲に、一切内規によつてせられ従つて之が運用の範圍は一切に當局の認定如何にあつた放し、勤務上欠陥なき者の昇級を二年餘も尋常に附せられ、然るに不平不満を醸成し、業務の遂行に於ては、吾々従業員として、是れは好まざるが如き所であるが故に規定の増車と目目標を明示せられたし、業の遂行上必要なる所亦亦大なるを嘆願するものにて、規定を制定せられたし